



2019年9月6日

各 位

会社名	ビート・ホールディングス・リミテッド (URL: https://www.beatholdings.com/)
代表者名	最高経営責任者 (CEO) レン・イー・ハン (東証市場第二部 コード番号: 9399)
連絡先	経営企画室マネージャー 高山 雄太 (電話: 03-4570-0741)

A 種優先株式の譲渡の承認に関するお知らせ

本日、当社の取締役会において、Esther Mo Pei Pei 氏（以下「モー氏」といいます。）が保有する A 種優先株式 225,000 株（以下「本優先株式」といいます。）を当社最高経営責任者（CEO）であるレン・イー・ハン氏（以下「レン氏」といいます。）がその持分の 100%を保有する One Heart International Limited（以下「One Heart」といいます。）に対して譲渡することを承認する決議を行いましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 本優先株式の譲渡の承認

今般、モー氏より、その保有する本優先株式 225,000 株を処分したいとの申し出をレン氏が受け、One Heart が本優先株式を有償にて譲り受けることとなり、当社の取締役会が当該譲渡の承認を決議しました。なお、レン氏は当該承認に関し特別利害関係を有するため当該決議には参加していません。

2. 本優先株式の譲渡の承認理由

今般、モー氏より、その保有する本優先株式 225,000 株を処分したいとの申し出をレン氏が受けました。本優先株式の譲渡には当社の取締役会の承認が必要です。また、本優先株式については、その保有者は、本優先株式の発行要項に従い、当社の株主総会において株主の皆様の普通決議による承認を得た場合には本優先株式の償還請求権を行使することができ、モー氏は当該償還請求権を有しております。モー氏が本優先株式を取得した経緯や償還請求権の行使条件等についての詳細は、2016年11月11日付 IR 情報（適時開示資料）「第三者割当による新株式及び新株予約権の発行、普通株式及び A 種優先株式の譲渡承認並びに償還に関するお知らせ」をご覧ください。

当社としては、本優先株式の償還も検討いたしました。現在、当社は事業の構造改革中であり、事業からの継続した利益を見込めない状況であるため、あえて償還する途を取ることは当社の株主様の利益を保護する見地から適切ではないと判断しました。また、モー氏の本優先株式を処分する意思は強固であるところ、本優先株式が当社の事業の構造改革を支持しない者に譲渡されることは得策ではないと考えておりました。そこで、当社の最高経営責任者（CEO）であるレン氏が One Heart を通じて有償にて取得する意向がある旨が当社の取締役会へ伝えられましたので、当社としても本優先株式を当初の保有者であったレン氏がその持分の 100%を保有する One Heart が取得することの方が当社の利益に合致すると判断した次第です。なお、上述の通り、レン氏は当該承認に関し特別利害関係を有するため当該決議には参加しておらず、当該承認は当社の独立取締役 2 名の全員一致の決議であります。



3. 今後の見通し

One Heart による本優先株式の取得が当社の業績へ与える影響はありません。

以上



ビート・ホールディングス・リミテッドについて

当社、ビート・ホールディングス・リミテッドは、所有する知的財産権及び技術に基づいてヘルスケア・ブロックチェーン・エコシステムの構築を含むブロックチェーン技術に基づくアプリケーションの開発、ウェルネス・サービス、ヘルスケア・ウェアラブル端末のデザイン及び製造、並びに知的財産権のライセンスング事業を行っております。また子会社の GINSMS（トロント・ベンチャー証券取引所に上場、TSXV : GOK）を通じてモバイル・メッセージング・サービス並びにソフトウェア製品及びサービスを提供しています。当社は香港に事業本部を構えシンガポール、マレーシア、インドネシア、中国及びカナダに子会社を有しております。

詳細は、ウェブサイト：<https://www.beatholdings.com/> をご参照下さい。

本書は一般公衆に向けられた開示資料であり、当社株式への投資を勧誘するものではありません。投資家は、当社への投資を判断する際、当社の過去の適時開示資料及び法定開示資料を含むがこれらに限定されない開示資料を確認し、それらに含まれるリスク要因及びその他の情報を併せて考慮した上でかかる判断を行う必要があります。